

大崎上島町介護資格取得等支援補助金交付事業のご案内

大崎上島町内の介護人材の確保及び定着並びに資質向上を図り、介護サービスの安定供給を行うことを目的として、介護サービスを提供する上で必要な資格の取得又は更新を行った方に補助金を交付します。



【概要】

概要は次のとおりですが、詳細な要件等については、お問い合わせください。

	資格取得支援補助金	資格更新支援補助金
補助対象者 ※いずれの要件にも当てはまること	① 介護福祉士、介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格を取得した方 ② 資格取得時において、大崎上島町内の指定介護保険事業所に常勤職員として勤務をしている方で、1年以上継続して雇用される見込みのある方（週の労働時間30時間以上） ③ 町内に住所がある方 ④ 町税等の滞納のない方	① 介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格の更新を行った方 ※ 現に介護サービス計画の作成業務に従事している方が対象 ② 資格更新時において、大崎上島町内の指定介護保険事業所に常勤職員として勤務をしている方で、1年以上継続して雇用される見込みのある方（週の労働時間30時間以上） ③ 町内に住所がある方 ④ 町税等の滞納のない方
補助金額	10万円（各資格ごとに1回を限度）	10万円
申請書類	① 介護資格取得等支援補助金交付申請書兼請求書 ② 補助金対象者雇用証明書 ③ 誓約兼同意書 ④ 有資格者であることを証する書類の写し ⑤ 介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格更新の修了証明書の写し ※ ⑤については資格更新時のみ	
申請期間	資格取得又は更新を行った日から起算して6か月以内 【起算日とは】 ・介護福祉士 介護福祉士登録証の登録年月日 ・介護支援専門員 介護支援専門員証の交付年月日 ・主任介護支援専門員 修了証明書の交付年月日 ※ ただし、令和6年度においては、令和5年度に資格取得及び資格更新を行った方も対象となります。	

※ 要件を欠くことになった場合は、交付された補助金の全部又は一部を返還しなければなりません。

【お問合せ先】

大崎上島町福祉課 介護保険係

TEL：0846-62-0301